

講演会②

プロフェッションとしての弁護士の過去・現在・未来

弁護士 田 中 美登里

〔司会・関武志〕

これから法学会主催の講演会を開始します。今日はもうすでに掲示されて皆さん御承知の通り、弁護士の田中美登里先生にお話しをしていただきます。演題については、こちらにも、それから入り口のところにも貼ってございますように「プロフェッションとしての弁護士の過去・現在・未来」、こういうテーマでもってお話していただきます。それではお話に先立ちまして、法学会の会長であります神長先生の方から、御挨拶していただきます。

〔神長〕

神長です。といいまして、PTA会長ほど偉くはないんです。法学会というのは法学部の教員、それから皆さん方も実は学生会員ということになっています。「青山法学論集」を発行し皆さん方に配っています。それから講演会とか色々な事を企画しています。たとえば学生懸賞論文とかです。今年度は、法学部の一年生を特に対象にしまして

講演会を催すことにしまして、先週は神奈川大学の阿部教授にお見えいただいて、難民問題を国際法の観点から話していただきました。ただ一年生はクラスを五〇〇人を半分にわけてありますもんですから、今度は違うクラスに焦点を当てて、今日こういうふうに御案内できるといふ次第です。大変嬉しい次第です。今回、田中美登里先生にお願いしたのは、こういうタイトルなんですけど、内容はお任せしてあります。そして、ポイントの一つは、「弁護士としての」と書いてありますが、そういうタイトルなんですけど、特に弁護士志望とか、そうであるとかないとかということに絞っているわけではありません。それを糸口にいろいろお話しただくということです。ほかの色々な分野を考えている人も大変参考になるんじゃないかと思えます。田中先生は弁理士の資格もお持ちですからそういうお話も出てくるんじゃないでしょうか、お楽しみに。

では、私の方から簡単に田中美登里さんの御紹介を申し上げます。一九六一年の四月に司法研修所を修了されて、第二東京弁護士会に所属なさっています。それから、六三年には弁理士の登録も、時を接しておこなっております。さらに七四年一月に東京家庭裁判所の調停委員、七五年の一月には家庭裁判所の参与員、八七年一月、弁理士審査会臨時委員、それから九六年法制審議会の委員、これは色々な授業で出てくるでしょうけども、我が国の法制度のあり方を考える非常に重要な審議会の委員もお勤めになっています。それから弁護士会関係では、第二東京弁護士会では常議員会の議長であるとか、司法制度調査会の委員長等々、おやりになっています。ところで私が今日、皆さんに弁護士の田中さんを御紹介できるのはお仕事で四年ほど一緒にしたことがあるんです。それは弁護士法という中に規定があるんですが、法律でもって定まった委員会ですね。弁護士の懲戒委員会というのがあります。日本弁護士連合会の。その委員長を4年間なさっていたんです。そこで存知あげることになって、これはいつか学生の人たちに何か

伝えてほしいというふうに思っ、この間お願いしたところ御快諾頂いたので本当に嬉しいです。懲戒委員会の委員長というのはこれは大変です。日弁連の懲戒委員会の委員長となりますと、人格、識見、プラスアルファ、度胸も必要なんです。ということで、女性でそういうポストを務めたというのは大変なことなんです。色々なことを私がぐずぐずお話し上げるよりも、これから早速弁護士の田中さんをお願いしたいと思います。

なお今日終わりました後、セミナーハウスでの学生との泊まりこみ懇談会をお願いしたところ、先生御快諾してくださって、「ぜひ若い人と語り合いたい」とおっしゃって下さいました。といいましたら二〇人近くの学生が申し込んでくれましたので、夕食を経ての懇談会も大変楽しみにしています。青山のキャンパスからも七、八人来るはず。こういうチャンスができるだけ逃さないようにしてもらいたいなと思っています。また別な機会を提供しますからお楽しみに。

（拍手）

〔田中〕

皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました弁護士の中田美登里でございます。そのときに弁護士の登録を一九六一年と申し上げたので、これは皆さんはあっと驚くようなことではなかったかと思うくらい、古い話です。その少し前に、私も皆さんと同じように二十歳前後、キャンパスで一生懸命勉強していたわけですが、久しぶりに若い方がこれだけたくさん集まっていられる場に参りまして、大変気持ちが若やいだような感じがしてまいりました。

私は弁護士をずっとやってまいりまして、実務家ということで、実際の事件の当事者から依頼された事件を通して、色々と法律の適用、解釈の仕事をやってまいりましたので、実は弁護士あるいは弁護士法について、系統的に、理論的に研究したということありません。本日の「プロフェッションとしての弁護士」というタイトルは実は大変大風呂敷というか、非常に身の丈にあまるタイトルという感じがしております。従って、実務家として非常にまとまらないところがあるかと思いますが、色々と弁護士についてお話してみたいと思います。

今日おいでの方で、多分弁護士の御息、あるいはお嬢さんという方もいらっしゃるかもしれないし、あるいは身近に弁護士という職業の人を知っているという方もかなりいらっしゃると思うんですが、どうでしょうか。全くテレビの上でしか見たことがないというような方はまずいらっしゃると思うんですが、多分、今の時代は弁護士の数も随分増えましたし、おそらく身近にいらっしゃる。まあ、そもそもこの大学の法学部の先生の中には、実質的にはそれほどお仕事をされてなくても、弁護士の登録をされている方もいらっしゃるし、あるいは講師、セミナーとかそういう形で実務家の弁護士がみえているという場合もありますので、多分三、四年の方ですとそういう先生を通して弁護士という一類型を御覧になっているということはあると思います。皆さんが弁護士といった時に、それぞれが自分の頭に思い浮かべる像というのは、多分非常に幅があるんだろうと思うんですね。おそらく同じような形ではないと。まあ、ある人はオウム真理教の關係で被害に遭われた坂本弁護士を思い出す方もいるかもしれませんが、あるひとは山口系の、やぐざといいますが、そういう組の色々な人の弁護をしてきたというひとを、あるいは知ってらっしゃるかもしれない。それから会社の中で、会社の色々な契約とか、色々な仕事に携わっている、言ってみれば会社員とあまり変わらないような執務状況の弁護士を見てらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。ある

いは、交通事故というものについて被害者のために日々努力しているという方もいるし、あるいは非行をした少年のために、できるだけ、確かに非行は悪いかもしれないけれど、やはり基本的に少年について守るべき人権というものを守ってあげると。単に非行少年だということで扱われないように、その少年の立場に立ってそれをサポートする少年事件の付添人というのがありますけれど、そういう仕事をしている人を知っているかもしれない。とにかく、弁護士と言った時に、多分この世の中で見かける弁護士というのは、実に多種多様ではないかというように感じています。

それです。弁護士というものですけれども、弁護士というのは実は弁護士法という法律があるわけです。この法律によってその職業の根拠があるという形でありまして、弁護士とはどういうものかというのは、弁護士法にその使命がまず第一条で謳われておりまして、弁護士法の第一条によりまして、「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」、それで「弁護士は前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」。こういう規定が弁護士法の第一条として掲げられているわけです。非常に理想的な規定の仕方でありまして、確かに弁護士がその目標としていく使命であり、職務をすることについての基本的な理念を謳っているということとはよく分かるわけですけれども、実際に申し上げますと日々こういう気持ちで仕事をしているわけではないということも本当のところですね。特に、会社とか企業の法務とかをやっている場合には一体基本的人権というのは全く関係ないんじゃないかというような場面もありますし、社会正義の実現といっても単に会社同士の契約であれば、両方の利害の調整ではないかということによって一体それが社会正義にどこで繋がるんだろか、という疑問を感じる場合もないわけではありません。ただ、いずれにしても弁護士というのはいつもなにをする

にしても依頼者の利益を擁護するということ、依頼者といっても個人もあれば企業もありますけれども、個人についていえば基本的人権、あるいは企業について、その依頼者の利益を最大限に実現してあげるために、色々代理をして仕事をするという職務なわけです。しかし、依頼者のためといってもそれはどこまでも限度がないのではなくて、あくまでも法の枠内で、法の適正な執行といえますか、実現という枠があるわけで、そこにやはり弁護士としての意義がある、単に法律的な高度の知識を持った専門家ではないということですとあります。

それで弁護士というのは、一体いつごろからあるのかということなのですが、日本の場合でいいますと、弁護士に類したような仕事をしている人は江戸時代からあったことはあったのですが、弁護士のルーツというのは明治維新によつて西欧の色々な進んだ制度、知識を吸収するときに、西欧の制度が取り入れられたといつていいものだと思います。従つて、弁護士の歴史を研究される場合は別ですけれども、近くは明治維新後の職業として社会的に認められたものというように考えてくださつていいのではないかと思います。

一八七九年の二月、これは皆さんに何の法律が公布されたかと質問しても、多分歴史の試験問題としてもそんなに覚えてらっしゃらないのではないかと、今の時代からいえば古い話になつてしまつてゐるということになると思います。一八七九年の二月に、実は明治憲法、日本でいう近代的な憲法、最初の憲法が發布されたわけです。そして、その憲法に伴ひまして、色々裁判所の制度を整備したりということがありまして、その中に弁護士という言葉もあり、初めてそこで弁護士法というものが制定されました。それは一八八三年に弁護士法が初めて制定された、現在の弁護士法からいいますと、それは旧々弁護士法といわれる法律になつております。その特色といたしましては、弁護士の職務範囲というのが実はその時には裁判所の活動に限定されていた。これは現在との比較では非常に大きな違いでありま

す。それと弁護士はその時に登録制というものが採用された。それから、その当時では登録して三年経たないと大審院、現在でいえば最高裁判所に当たると思いますが、その最高裁判所で仕事をするということができないという規定がありました。それと今と比較してもっとも大きな特色というのは、弁護士の監督というものは検事正によってなされていた。明治憲法の当時は、検事局、検事というのは裁判所の中の検事局という組織だったわけですが、その検事正が弁護士の監督をしていた。つまり、国家権力によって弁護士が監督されていた、これが今から見ても一番大きな違いではないかと思っています。

そういう法律が制定されて、弁護士業務が色々行われ、といってもこれは裁判所に限定されたわけですが、その中で色々問題もあって、改正論議というものが時々起きてまいりまして、その結果として、昭和八年になって、昭和八年というのは一九三三年ですが、弁護士法が改正されて、いまからいえば旧弁護士法といわれる法律が施行されました。その法律で初めて職務範囲が拡張され、従来は裁判所の職務だけであったのが、裁判所以外の一般の法律事務まで行こうものというように広げられてきました。それと、弁護士の資格の取得ですけれども、まあ従来も弁護士試験というものがあったわけですが、さらにそれに加えて弁護士試験という制度ができてまして、実務修習を要件とするようになったというのが大きい特色でありました。それと、これも私の立場からいえば非常に大きな問題なのですが、その旧弁護士法によって女性は初めて弁護士になる資格を認められたということでもあります。と申しますのは、明治の旧々弁護士法では「弁護士たらんと欲する者は、成年以上の男子たること」と、まさに男子に限られていたわけがあります。それが、旧弁護士法、昭和八年の弁護士法ではその制限がなくなり、一応女性も弁護士になる道が開かれたということ、これは非常に大きな特色だと思います。その他には、弁護士名簿を従来は各地方裁判所の検事局に置

いてあったのが、統一的に司法省、今の法務省に当たることになりますけれども当時は司法省といっておりました、その司法省の本省に弁護士名簿を備えたこと。弁護士がその名簿に登録することによって初めて弁護士として仕事を行えるということになったわけであります。ただし、登録するための手続というのは常に検事局を経由しているのがそれまでだったのですが、それを改めまして各地方に弁護士会というものが設立され、それを通して弁護士の資格、登録の手続ができるようになりました。まあ、終局的には司法省の方に弁護士の名簿というものがあるわけですから、一応そこに登録するための手続は弁護士会を通して行うことができるようになったという違いが出てまいりました。それと同時に、弁護士会に対する監督権は従来は各地方裁判所にあります検事正の監督だったものが、一応司法大臣に改められました。まあ、多少レベルアップしたということかもしれませんが。ただし、そうはいっても国家権力による監督だということにおいては従前と本質的には違いはなかったということになりました。

その後、これは一九三三年（昭和八年）、それから一九四五年までというのは、いわば日本が、満州事変であるとか、第二次世界大戦に巻き込まれていって、戦乱の時代、非常に混乱した社会状態が続いてくる時代になったわけです。その中で弁護士も職業としてはあったのですが、実際にはなかなか仕事が円滑にいかないという状況もあったようです。また終戦にちかい頃には、弁護士に対して正業に就きなさいというようなことまで言われたということもあつたそうです。これは先輩の弁護士の方々に聞いた話です。そういうように、いわば弁護士というのは社会的にそれほど認められた地位ではなかったということが言えるかと思えます。

そして、一九四五年に敗戦を迎えまして、その後には現在の日本の基礎となる色々なものが始まったわけです。まず一九四七年、昭和二年なんです、五月に日本国の憲法が施行されました。それに伴って、裁判所法であるとか、

検察庁法というものが施行される。そこで、やはり弁護士というものが条文の中に色々出てくるわけで、本来ならばそれと同時に弁護士法も新しい衣を纏って施行されるはずであったのですけれど、なかなか弁護士についてはその自治であるとか、色々職務の問題で議論が大きかったために、法律としては二年遅れて一九四九年の六月に弁護士法が施行されました。これが現在の弁護士法ということになります。それでその年の六月に施行されて、それと時を同じくしていわゆる弁護士会、簡単に言ってしまうえば日本全国にある地方裁判所の所在地に一つずつ弁護士会ができ、そしてその弁護士会と弁護士個人が会員になる日本弁護士連合会というものができまして、その設立が同じ六月に行われました。

現在の弁護士法の特色というものは、まず弁護士の使命、先程条文を読み上げましたが、それを規定したことが随分大きい特色となっております。このような理念的なものを弁護士法の冒頭に掲げているということは非常に珍しい例だと聞いております。外国でもこのような形の規定は置かれていないということです。それで弁護士の職業の根本基準というものがそれに続いて規定されておまして、「弁護士は常に深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」。もう、日常仕事をやっていてこれを見ると恥ずかしくなるくらい、なかなか努力が足りないなと思うほど非常に崇高なといえますか、輝かしい理想を掲げているものだと思います。ただ、まあそれを常に指針として、思い出した時にはできるだけ自分の仕事を振り返っていくということが必要なのだと感じています。実際にあとで出てまいりますけれども、弁護士自治ということになって、実は弁護士というのは本当に自分自身が律する以外に何者も律してくれるものがないわけですね。監督は弁護士会が監督・指導するということになっておりますけれども、日常の仕事においては常に自分で考えて、自分で法の枠内で

何ができるかということをやっていかなければならない。組織とか権力に守られていない、非常に孤独で怖い仕事であるということが言えると思います。ですから、常に自分のやっていることを反省し、反省というか顧みながら仕事をしていかないと、いつか違った道を歩いている、間違った道に踏み込んでいるという危険もありますし、なかなか努力のいる仕事であるということは、今になって振り返ってみても非常に心に響いてくる感覚です。

そんなことで弁護士というのは一方で非常に高い理想があり、高い基準を求められているということでありまして、しかし一方でまた色々な仕事に携わっていくわけでありますから、言ってみればこの社会の汚い面について関わりを持つということもある。それだけにそういうところに関わりを持った時に、余計この理想というか、理念というものを忘れてしまうと、弁護士としてあつてはならない行動をすることになり、あるいは弁護士自治による懲戒処分を受けるというようなことにもなってくるわけです。いまの弁護士法は一つはそういう根本基準を規定していることとの他に、もう一つの特色としては、弁護士に高度の自治権が認められたということでもあります。これは弁護士に対する監督権を行政庁や裁判所には一切認めていないということを意味しておりまして、日本弁護士連合会、これを略して日弁連といっておりますけれども、弁護士の登録に関する事務と弁護士名簿の管理に関する事務を行うこと、これがまず最初でありまして、さらに弁護士に対する懲戒の権限を弁護士会または日弁連に与えていると、これが弁護士自治といわれるところの根幹をなすものであります。

弁護士の職務というのはそのように法で規定されているわけでありますけれども、もう一つ特色、特色と言っているのか、まあ特色と言っているのでしょうか、弁護士の仕事というのは自分から出ていって何かをするということではないんですね。常に、弁護士の職務というものの規定を見ますと、これは弁護士法の第三条一項にありますけれども、

「弁護士は当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」ということで出発点は必ず当事者、個人であるとか企業の依頼があつて、あるいは官公庁の委嘱があつて初めて仕事が行われることになるということです。自分の方から積極的に活動を進めていく、開始するということは弁護士の職務についてはありません。

訴訟事件に関する行為というのは、これは一番典型的なもので、裁判所で民事訴訟の場合であれば、原告あるいは被告の訴訟代理人になつて、依頼者である原告なり、被告の利益あるいは人権というものを最大限適法に主張していくということと法の迅速・適正な適用を実現しようということとであります。また非訟事件に関する行為、非訟事件というのは一番典型的なのは例えば家賃の値上げについて争いがあつたときに、裁判所にそれを新たに家賃はいくらというようなことを判断してもらふというような事件を非訟事件と言つていますけれども、そういうものについての代理行為。それから行政庁に対する不服申立てというのは色々行政処分に対して不服があつた場合に、行政庁に対して不服申立ての手続を代理人として執り行つていくという仕事があるわけです。その他には、一般の法律事務、これが一番広いというか、前に申し上げた三つの類型というのは一般の法律事務の一つの例示に過ぎないわけでありまして、要するに法律の適用、法律に関連する事項についてはすべて仕事として行うことができるという、大変広い仕事の範囲になっております。したがつて、世の中の色々な分野で弁護士というものが顔を出してくる場合があるわけです。もつとも日本の場合には、大変に弁護士というのは数居が高いと従来は言われてきまして、本来ならば弁護士のサポートがあればもつと良いものでも、そこにまでなかなか弁護士が手を伸ばしていかないというくらいがありまして、こ

これは今議論になっております司法改革問題の中でも議論されているわけで、これをどうやって改善しているかということとはまた後で触れることができるかと思います。

次に、弁護士というのは一体どうしたらなるのかということですが、多分これは法学部にいらしている皆さんだったら即座に司法試験に受かればいいんだということはお分かりになると思います。基本的には弁護士の資格と、それから弁護士になるための養成方法、これは現在のところは裁判官と検察官のそれと同じになっています。それで、弁護士となるには、まず原則として司法試験に合格した後に司法研修所、これは最高裁判所の管轄下にある機関ですが、その司法研修所で司法修習生という身分で修習をするわけです。これは従来は二年間で、最初の四ヶ月はいわゆる司法研修所という、今は埼玉県の方に移りましたけれども、その研修所で最初の四ヶ月はいわばこういう教室のような形で色々法律の実務について、起訴状を書く練習であるとか、民事であれば訴状を書くあるいは答弁書を書くといった実務の勉強をします。そしてその他にも法律に関連した色々基礎的な講義を聞くと言うことで最初の四ヶ月。それから次の一六ヶ月は裁判所で民事が四ヶ月、刑事が四ヶ月、それから検察庁が四ヶ月、弁護士会が四ヶ月という形で、実際に所属している、これは全国に配属されるわけですが、配属された地の裁判所の個々の裁判官に付いて、あるいは検察庁ならば検察官に付いて実際にやっている実務を勉強していきます。弁護士会の場合はやはり個々の弁護士の事務所に配属されて、その弁護士がやっていることについて色々勉強し、手伝いというわけではありませんけれども、修習をするということがあります。そして最後の四ヶ月はまた司法研修所に戻って、そこで仕上げる書類の作り方であるとか、考え方であるとかというものについて教室で色々勉強をいたしまして、その終わりに二回試験と称する筆記試験と口述試験があります。それに合格して初めて弁護士あるいは裁判官、検察官になる

資格ができたということです。

ただし、これは数年前までの話でありまして、今は一年半の修習になっています。したがって、それぞれの実務の期間等も短縮されまして、大体四月に修習生として出発しまして、翌年の九月末までで修習を終わるということになってきました。これは将来的にまたもつと短くなっていくというような改革の案もあるようですので、将来どうか分かりませんが今のところは一年半修習をして、初めてそこで弁護士になるか、裁判官になるか、検察官になるかというような道を考えることができるわけです。

これが基本的な弁護士の資格なんですけれども、その他に多少特例があります。その特例は三つほどあるのですが、最高裁判所の判事であった者、これは弁護士になる資格があります。なぜ判事なのに改めてそういう特例なのかという疑問がおりかと思えますけれども、実は最高裁判所の裁判官、判事というものは皆さん全員が司法試験に合格して修習生の経歴がある方ではないわけです。結局、最高裁の判事の場合ですと、任命資格は「識見の高い、法律の素養のある年齢四〇年以上の者」という条件になっているわけです。したがって、司法修習を修了した者などという条件は関係ないということになります。これは裁判所法四一条というものに規定があるわけなんです。したがって、今の最高裁判所の判事の構成でも、裁判官出身、検察官出身あるいは弁護士出身という人たちがおりますが、その他に学者の方であるとか、行政官庁にいらしたいわば識見の高い、法律の素養のある年齢四〇年以上の者という要件に合致する方がなれているわけです。したがって、そういう方は本来司法修習生であった者ではないですから、修習を修了した者ではないので、当然弁護士になれるわけではない、しかしそれだけの人材ですから、当然資格として認めても良いという事になるわけで、わざわざ最高裁の判事であった者という条件が一つあります。

それから、司法試験に合格はしましたけれども、司法修習生にならなかった人というのも場合によってはあるわけです。ただしその場合に五年以上にわたって、一定の法律専門家、専門職にあった人、例えば簡易裁判所の判事であるとか、検察庁の副検事であるとか、そういう人たちは実務を通して法律の仕事に携わってきた人でありまして、かつ司法試験に合格しているということで、この人たちも特例として弁護士になる資格が認められています。

それから、もう一つは大学の先生、教授等でありまして、これは五年以上大学の法学の教授又は助教の職にあった者、神長先生なども当然登録の資格はお有りなわけですから、どこかの弁護士会に登録の申請をされれば、多分そのまま別に問題なく登録になるであろうというわけでありまして。ただ、同じ法学と申しまして非常に特殊な法学、法律を専攻された方の場合には往々にして弁護士会において登録にあたっては議論になるということはあります。ただ、普通の法学部の言ってみれば基本的な法律を専攻されている法学部の先生であれば大体弁護士の登録は皆さんできますし、場合によってはなさっている方もいらっしゃるということです。

大分堅い話が続いてしまったようですけれども、私はやはり女性弁護士であります。今日ここにいらしている方、司法試験を受験しようとしていらっしゃる方がどの程度いらっしゃるかわかりませんが、ある程度その女性の弁護士について話をしてみたいと思います。

女性弁護士というのは、先程お話ししましたように、昭和八年、一九三三年の弁護士法によって弁護士になる道を開かれたということがあります。そして、それに基づいて初めて、今で言う司法試験に合格した女性が三名でして、そうですね数日前かな、皆さん新聞を御覧になっていて、まああまり死亡欄と言いますか、その辺は御覧になっていない、皆さんお若いからあまり見てらっしゃらないと思うんですけれども、中田正子さんという方の死亡記事を御覧に

なった方がいらっしやるかと思います。その方は、日本で最初の弁護士になった三人の一人だったわけです。この方は登録されてから、ずっと鳥取県の方で弁護士をされていて、鳥取県の弁護士会長もされたという方で、九〇を超した御歳でしたけれども、ずっと弁護士として活躍してられました。

三名ということで、折角ですので御名前だけでも紹介しようと思います。今の中田正子さん、他に久米愛さん、この方はどこかでお聞きになっている場合もあるかもしれません。大分前に亡くなれましたけれども、国連の日本代表の代理として出席されたり、色々な意味で国際的にも活躍された方です。それから、もう一人は当時は和田とおっしゃった、その後結婚されて三瀬となった、三瀬嘉子さんという方で、この方は終戦後の日本における新しい制度、憲法下で初めての裁判官になった方のお一人です。そしてまたその後、初めて裁判所の所長にもなられた方です。その三人が、昭和一五年からずっと弁護士をしてられました。

戦後は色々な意味で女性の地位の向上というのが、これはまあ必ずしも日本の自発的な動きであつたかどうかは別として、アメリカの占領政策等もあつて女性の地位の向上ということが色々な面で図られたわけであります。一九四五年には早々に衆議院議員の選挙法が改正されて、それで初めて女性が選挙できる、女性の参政権が認められるという事になったわけです。そして、その翌年に第一回の衆議院選挙が行われまして、その時には女性議員が三九名当選したという歴史があります。そしてその後で、日本国の憲法が一九四七年、昭和二年の五月に制定されたということで、その二年後位には家庭裁判所というものができたりして、家庭裁判所だからというわけではありませんけれども、そこで初めて女性の裁判官二名が誕生しました。この中のお一人が三瀬嘉子さんなのであります。

その二四年、その年に一体女性の弁護士は何人いたのかといいますと、四人でした。これは一応統計で出しておき

ましたけれども、昭和二十四年というのが戦後の女性弁護士歴史の始まりであろうと思います。その時点では一応四名。全体の弁護士の数に対する比率からいうと、〇・〇六%しかないなかったということがあります。私が弁護士になった時も、これは四六八人の所ですけれども、多分私が一緒に弁護士になったのは一二名しかおりませんでした。したがって、わずかに五〇名になったかという所でした。

しかし、その後どんどん増えて参りまして、途中は飛ばしますけれども、今年、この一〇月に五五期という司法修習生ですけれども、その人たちが弁護士登録あるいは新たに裁判官、検察官になったわけで、その時点で、今日本の弁護士が全体で一万九五八七名ということですが、女性はその中の二七九名、大体一一・六三%、ほぼ一割を越すところまでやっと来たということであります。実際、司法研修所における女性の比率は、多分二割五分から三割に近くなってきたと思います。人類の男女の比率から言えば、五分五分になってもそれは決しておかしくないなということになりますけれども、とにかく三割ということになりますと、大分存在感というものもあります。ある意味では数は力なりというところがありまして、決してもう、それだけありますと女性というものを無視できない形になっているというのが今の司法研修所における修習生の感想のようであります。

ちなみに、ちょっと遡りますけれども、平成十一年、一九九九年に女性弁護士は大体八・四%位だったんですけれども、その時に女性の裁判官がどの位の比率を占めていたかというところ、一〇・四%、それから検察官は五・五%ということになっています。今年も随分多くの女性が裁判官あるいは検察官になりました。参考までに申し上げますと今年一〇月四日に修了式が行われて、その後九七九人の新法曹が誕生したということになっております。そして、裁判官と検察官への任官が一八一人。内訳は新任判事補、裁判官へは一〇六人、それから検察官、検事の方へは七五人だ

ったということです。この内の女性の任官は裁判官について言えば三〇人、検察官について言えば二二人、これは檢察官については過去最多の人数だと言うことです。弁護士につきましては、七八〇人が新しい弁護士バッジを付けたわけですが、その内二一人が女性だそうです。随分率としては高くなっているなど。全体の数ではなくて、今年新たに弁護士になった人の中の割合から言えばかなり比率が高くなっているという感じがいたします。年々、いまの制度のままで、あるいは法科大学院ということになって法曹になる道が違ってくるとしても女性が増えていくという趨勢はそんなに変わらないのではないかと感じいたします。

それでプロフェッションとしての弁護士という、実はプロフェッションというのは何なんだろうかというのは私自身あまりよく分らないところがあるわけです。大体、日本の弁護士というのは、先程申しましたように、明治維新によって西欧から輸入された制度というように位置づけられますので、そうしますと西欧において弁護士というのはローマを発祥としている。西欧に発達した弁護士制度でありまして、西欧社会では古くから弁護士というものは職業として確立していたといいと思います。その職務は聖職者、教会の牧師さんであるとか、神父さんであるとかそういう方、それから医者と弁護士と、この三者が古典的な意味というか、そういう意味でプロフェッションと呼ばれてきたものであります。

日本ですとプロフェッションというより、「プロ」という方が通りが良いかもしれませんが、日本では通俗的にはアマチュアに対する玄人あるいは本職という意味の方が通りが良いと思います。アマスポート、プロスポーツ、あるいは芸能界におけるアマチュアとプロというような感覚で捉えられていると思いますが、プロフェッションというと古典的な意味で言えば聖職者と医者、と弁護士という職業をプロフェッションと捉えているということです。プ

ロフエッション性ということについては、色々な学者が考えを述べておりまして、例えばロスコー・パウンドという法学者は、「他の職業と同じく収入を得なくてはならないものではあるけれども、他の商売や仕事においてはそのことが第一の目的となつているところ、プロフエッションの場合には収入を得るといふのは偶然的な結果に過ぎない」ということを述べております。プロフエッションの特性と致しましては、一つは組織、それから学識に裏付けられた技術の研鑽、それと公共に対する奉仕の精神というのがプロフエッションの特性であると。特にロスコー・パウンドは公共に対する奉仕の精神というのが最も根源的なものであるということを言っております。

その他にもプロフエッションについては、色々と学者の議論があるわけで、例えば単なる技術とは区別された知的内容の訓練を予め必要とする職業であること、二番目として、自分自身のためでなく、他人のための奉仕を目指す職業であること、三番目に、金銭的報酬の多寡がその成功を測定する尺度とならない職業であること、ということ掲げている、弁護士についてはそういうものだということを唱えている学者もおりますし、あるいは石村善助教授、これは専修大学の先生でいらした方だと思えますけれども、この方は非常に色々な従来のプロフエッションについての定義を紹介して、その最後に自らの仮説として、仮説というか仮定的に、プロフエッションというのは学識、これは科学または高度の知識になりますけれども、「学識に裏付けられそれ自身一定の基礎理論を持った特殊な技能を、特殊な教育又は訓練によって習得し、それに基づいて不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて具体的奉仕活動をおこない、よって社会全体の利益のために「尽す職業」と定義されています。この中で非常になるほどと思われる、また弁護士法の規定とのつながりを感じさせるのは、とにかく不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて具体的奉仕活動を行うという辺りが、これを整理した言

業で言えば、弁護士法の第三条の職務の形態に繋がってくるのではないかという感じがいたします。

理想型としてのプロフェッションの特性としては、公共への奉仕を目的とすること、科学や高度の学識に基づけた専門的技術を有し、一般理論を持つこと、そのサービスが社会の全ての人に開放され、誰でも享受できること、一対一の具体的関係を通して活動が行われること、営利を追求するものではあつてはならず、依頼者の主観的、私的状况から中立的でなくてはならないこと、団体を形成し、メンバーを統合し、教育・訓練すると共に、職業倫理を持ち、自己規制することなどがいわばその特性として列挙されるものであります。

やはり、いままで出てきたところの中でもちよつと一つ、これも指摘されていいなと思うのは、弁護士というのは個人、企業なりの依頼によつて依頼者の利益を最大限に実現するというものではありますけれども、それにはある程度の歯止めが必要。それがいわば、依頼者の主観的、私的状况から中立的でなければならぬと、だから、あくまでもできるだけ依頼者の考えに沿つて仕事をすべきではあるけれども、依頼者にベッタリであつてはならない、依頼者の言いなりであつてはならない。やはりそこに法律家としての適正な目で物事を観察し判断するということを忘れてはならないというところは、なかなか穿つた見方をしているなというように思います。

今申し上げたようなプロフェッション論というものは、これは非常に堅いイメージだろうと思うんですね。ガチガチに行動を縛られているような感じがあるというように受け取られるのではないかと思いますし、弁護士自身としても確かにそんなものではないなあという感じあるわけです。と申しますのは、特に企業法務とかいうものになつてきますと、これはもう人権とはほとんど関係がない、ある意味では会社の利益追求のための最大の奉仕をするというような面があるわけですし、決してこういうプロフェッション論でなるほどと言えるようなものではない。場合によつ

ては、高度に法律的な知識、技術を持っている人であれば、何も弁護士でなくともそういう仕事はできるのではないかという感じがするわけです。

したがって、そうなつてきますと一体どこまで弁護士が法律事務をやるといつても、弁護士でなければならぬのかというようなところは色々問題が出てまいりまして、いわば伝統的なプロフェッション論に対して、いわゆるサービス産業であるという見方もあるわけです。弁護士というのは確かに自分の持っている法律知識・技術を駆使して依頼者のために行動するという意味で、知的サービスの提供、いつてみれば弁護士業はサービス業だということは決して間違つた言い方ではないと思います。ただ、そこでサービスと言つた時に、皆さんが思い浮かべるような飲食業なんかのサービスとかいうものとはちよつと違うものだといふだけであつて、本質的に知的なサービスであるといふことは間違ひではないと思うんですね。だから、そうなつたときに一体サービスといふのはどうなのか。やはりサービスといふのはできるだけそれを求めている人に十分行き渡るようなことができればいけないものであり、そのためには弁護士というものは従来敷居が高いと言われていたわけですけれども、いかにして依頼者、つまり一般の市民なり企業がアクセスできるかということが求められてくるわけです。

また、単に堅いイメージといいますか、堅い理論だけで硬直したような仕事をするわけにはいかないと。言つてみれば、ある程度は自由競争原理でサービスを提供していくということも必要になつてきている時代でありまして、司法改革の議論の中でもそういう面が弁護士に対して求められてきているということは明らかにあなわけで、その辺のサービス産業化という、あまり良い言い方ではありませんけれども、そういうものに対してプロフェッション論がどういう風に対応していくかというのが今非常に弁護士としては悩んでいるところであります。ただ、そうは言つても、い

かに産業化してもやはり弁護士というのは単なる法律専門家、法律技術者というのと一線を画するというのは、どこかやはり公共性というか、誰にでも開かれた自分の技量の提供ができるということが必要でしょうし、そういうものを通してやはり大きな意味で公共に対する奉仕というものが欠けてはならないものだろうというように思っております。

だから、プロフェッションといっても我々は日常の仕事でありプロフェッションという議論をしたことがないわけでありますけれども、改めてプロフェッション論あるいはサービス産業という言葉を取り返してみますと、なかなか面白い解析をしているなと思いますので、こういう課題を与えられたのを契機にむしろ私自身がもう一度プロフェッション論というものを見返してみたいなという感じがしています。

先程弁護士自治というものがやはり日本の、特に弁護士の場合は法律にそういうことが規定されて、特色があるということを申し上げたと思いますが、昔の旧々弁護士法あるいは旧弁護士法時代には、弁護士の職業に対して国家的規制があったわけがあります。しかし、現行の弁護士法では従前国家机关が掌握していた弁護士の職務執行の適正を保障するための監督権、すなわち開業、登録、指導・監督、懲戒等の権限を全て弁護士の自治団体である弁護士会と日本弁護士連合会へ委譲している。裁判所や法務省その他のいかなる国家机关も日本弁護士連合会あるいは弁護士会、そして弁護士に対する監督権を有しないものというように規定したわけがあります。したがって、そういう意味では弁護士というのは完全に国家机关の監督からは外れたということであります。ではなぜそういうことが求められたのかということになるわけですが、弁護士の職務といえども国の司法制度にとって不可欠なものであることは間違いないわけです。司法の円滑な運営を図るために国が期待する弁護士像というのは、依頼しやすく国民から高

度に信頼される弁護士というのが、弁護士として期待されているものでありまして、弁護士法の目標は国民の弁護士に対する信頼を強化・増進するものでなければならぬということです。そしてその強化・増進するための具体的な手段は個々の弁護士の職務執行の適正を保障することに集約されているわけです。

一方、問題は監督の主体になるわけです。監督権の行使は本来国家の行政作用の範囲に属するものといえるものですけれども、弁護士は基本的人権の擁護と社会的正義の実現を使命とするものであるわけで、そのためには場合によっては国家権力と厳しく対立するということがあるわけです。そのような仕事の場面が伴ってきますので、弁護士が裁判所とか法務大臣の監督に服していたのでは職業的使命を全うすることができない。自分が対立して戦っているかなければならない相手から監督されているという、これではなかなか思うような活動ができないということになるわけで、そこで弁護士の監督というものを弁護士会自らが行うことによって、その辺の使命達成を保障しているわけです。したがって、そういうことで国家権力からの監督というものではなくて、弁護士会自身の監督ということになってきた、これが非常に大きな日本における弁護士の特色であります。そのために、弁護士の登録に関連しては登録手続、それについての資格の審査というものを弁護士会自身が行うようになっておりますし、綱紀・懲戒、弁護士が非行をしたというような場合に、懲戒をするというのも弁護士会自身が行うということになっています。

このお話をすることになった契機である日弁連の懲戒委員会、これは神長先生にも長年色々と御尽力いただいて、非常に協力を頂いている委員会でありましても、日本における今の弁護士に対する懲戒制度というのはまさに弁護士会と日本弁護士連合会によって行われている。基本的には何人でも弁護士が法律に違反している、あるいは非行を犯していると思った時には、その所属する弁護士会に懲戒の申立をすることができるようになっています。これは何人でもと

いう非常に広い決め方になっているわけです。

懲戒の申立てを受けた弁護士会は、まずすぐに懲戒手続を開始するのではなくて、一応請求のあった非行についてざっと下調べをするといいますか、調査をするために綱紀委員会というものが各弁護士会に決められていまして、これは法律上決められている委員会ですし、先程の懲戒委員会も法律上決められている委員会ですが、その綱紀委員会がおおよその調査をして、これはやはり非行にあたる、懲戒委員会に付すべきだという結論に達しますと、初めて同じ弁護士会の懲戒委員会が審査をするということになります。そこで懲戒委員会で審査をいたしまして、これは証拠調べや何かもするわけですが、そしてもし非行があるとすればそこで弁護士に対して懲戒処分を行うわけです。

懲戒処分は簡単にいいますと四種類あるわけでありまして、除名、これは弁護士の資格を奪うといっていると思う、そういう除名という処分、これが一番重いものです。次に、退会命令というのがあります。この退会命令というのは、その所属している弁護士会を退会させるという処分でありまして、これは仮に退会処分を受けましても、後で別の弁護士会に登録をするという道は開かれているわけです。まあ、事実上それはなかなか難しいことではありますけれども、そういう処分が退会処分。それから業務停止、これが二年までの期間しかありません。これがなかなか問題になっているんですけれども、二年までの期間でその非行に応じて委員会が判断して、業務停止一年であるとか、六か月であるとかいうような決め方をしています。それから後は、戒告。これは文字どおり戒告でありまして、これはその処分をすれば即それで終わってしまうというようなものです。

この四つの処分を、それぞれその弁護士が所属している弁護士会が判断するわけでありまして、それについて

て不服がある処分を受けた弁護士は、日本弁護士連合会に対して審査請求ということができます。その自分の所属している弁護士会で出された処分に対して不服だからもう一度審査してくれということ、日本弁護士連合会に審査の請求ができるわけです。これはやはり同じように日本弁護士連合会の懲戒委員会が審査して、原弁護士の判断が正しかったか、あるいは変えるべきものかを判断することになっております。一応これは不利益変更の考えがありまして、戒告を受けた弁護士が不服を申し立てた場合に、日本弁護士連合会が審査して、これは戒告では軽すぎると思っても、一応それは戒告止まりでしかできないということがあります。

一方、弁護士が懲戒の申立てをされても、これは処分に付する必要はないと判断されますと、その判断を受けた弁護士の方はそれはそれでいいわけですけれども、逆に懲戒請求をした人にとっては大変に不満があるわけですね。そういう場合には、日本弁護士連合会に異議の申出、もういちど日本弁護士連合会で再審査して欲しいという申立てができます。これについても、やはり日本弁護士連合会は調査し、あるいは証拠調べをすることで審査しまして、原弁護士の判断が、これは原弁護士の綱紀委員会の判断になりますけれども、その判断が正しいか、あるいは変更すべきものかという審査をして結論を出します。先程の処分を受けた弁護士が、請求した審査請求に対して審決をしました時には、それは仮にその処分の状態でそのまま維持されたという状況になったときには、その弁護士は裁判所にその取消しを求めるといふ訴えを起こすことができるということになっています。したがって、最終的には、弁護士の懲戒処分の判断についても裁判所が判断するということになりますけれども、いままでの例でいきますとある程度裁判所としましては法に反していない限り、弁護士会の出した判断というのをかなり尊重しているのではないかという傾向がございます。

そういう仕事をする懲戒委員会なんです、これがまた今の時代には、外から弁護士同士だから身内の判断に過ぎない、身内に対しては甘いのではないかというような議論が十分ありまして、多分に不服を言われる方もいるわけです。確かに、弁護士懲戒委員会あるいは綱紀委員会というのは弁護士の機関でありますから、そういう意味では弁護士会の中での判断ということになるわけですが、実は懲戒委員会の構成というの皆さん全く御存じないと思います。法律で定められているわけですが、一応懲戒委員会というのは一五人の委員で構成されています。その内八人は弁護士、七人はいわゆる学識経験者といわれる、外部の弁護士以外の方が委員になっているわけです。この外部委員と言われる弁護士以外の委員が懲戒委員会のメンバーになるというまでには色々議論があり、弁護士会の中からは反対の意見もあつたわけなんですけれども、適正な司法の実現という面から外部委員というのは結果としては入ってきたと言っていると思います。

その外部委員というのは、今日弁護士の委員の構成でいけば、裁判官が二人、それから検察官が二人、それと日弁連の懲戒委員会は参議院の法制局長が委員になっています。そのあと二人の学者の先生が委員になっておりまして、現在、そのお一人が神長先生ということになるわけです。確かに数の比率は八対七でありますけれども、私の実際の経験から言えば、決して弁護士の中でのお手盛り、内部での庇いあいというのではなくて、かなり厳しく見ているといえます。外部委員の裁判官なり、学者の先生からもそれぞれかなり活発な意見も出されますし、そういう先生方も概して弁護士委員が比較的厳しい目を持っているという認識をされています。非常に懲戒委員会というのは、手続が非公開なので困るというか、皆さんに知って戴けないということとは、その点でなかなか理解を得られないという不便さがあります。これはまあ一つは被請求人である弁護士のプライバシーの問題がありますから、なかなか公開するとい

うところへはいきませんけれども、内部の仕事に携わって頂いた外部の方からは、非常に公正に仕事が行われているという評価を頂いております。それは今後もそういう姿勢は続けていかなければいけないと思います。ただ、今司法改革論議が大きい中で、弁護士制度の改正という中で、やはり懲戒・綱紀制度というのは大きなテーマになっておりまして、多分二年後くらいには現在の懲戒・綱紀制度というのはかなりかわったものになっていくであろうと思います。ただそうは言っても、やはり弁護士が自らを律するという意味での弁護士会の懲戒権というものは多分堅持はされていくのではないかと思います。ただし、それに対する適正な監視の目と言いますか、やはり一般市民の目で見ても必要な監視というところで、そういう機関が加わってくるということはあるだろうと思います。

大変雑駁な話をしながら、時間がもうあと五分足らずになってしまいましたけれども、あと司法改革という問題もあります。多分司法改革は、今申し上げてきたような弁護士の数居が高いということであるとか、なかなかニーズに応えるだけの容量がないというところがありまして、これについて平成一三年の六月一二日に司法制度改革審議会が意見書を出したわけです。この司法制度改革審議会といえますのは、二一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹のあり方とその機能の充実・強化、その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し、必要な基本的施策について調査するために内閣の下に設置された審議会でありまして、ここで審議をした結果を意見書として発表したものです。

この意見書の中で、色々二一世紀の日本を支える司法制度ということで、広く司法制度、裁判制度、弁護士制度についての提言を行っております。それについて実際には今作業が進んでいるということです。多分、司法制度を支える法曹のあり方ということで必要なものとして法曹人口の拡大、多分これは最終的には五万人位にもっていくと。

今とにかく弁護士について言えば二万人というところですので、これを五万人にしていくなということがありますし、それから養成制度は従来の司法試験・司法研修所というだけでなく、大学からの一貫した教育というようなところで今法科大学院というものの設立が色々と議論されているわけです。これはむしろ、神長先生はじめ大学の先生の方が法科大学院の組織あるいは内容については色々とお詳しいと思いますけれども、目標としては二〇〇四年に開校するという予定になっておりまして、基本的には法科大学院の課程は三年間、ただし大学の法学部にあった学生は二年間ということとで、その法科大学院を卒業した者が司法試験の資格、原則的には司法試験の受験の資格はその大学院を卒業した者ということになって参ります。そして、二〇〇四年に開校されて新しい卒業生が出るころに、新しい司法試験の制度、司法試験が実施されるはずで、そうなってもそれから五年間位は現在の司法試験も併行していくことになっておりますが、ともかく二〇〇五年以降は新しい弁護士になる道というものができてくるわけです。この方が本来は皆さんにとっては大変興味のあるところではないかと思えますけれども、それは例えば司法制度改革審議会の意見書というようなものであるとか、その後の改革の議論について御覧になっていただければ方向性は分かるのではないかと思います。

その点では今の皆さんにとって一番便利なのは多分色々な関係官庁なり、関係部署のホームページのアドレスをお教えるのが一番良かったのではないかと思います。残念ながらいちいちそれを調べてきませんでしたので色々とお紹介できませんけれども、例えば日本弁護士連合会についてもその辺のホームページはありますから、それを引けば色々に関心のあるようなデータがみられます。例えばですね、日本弁護士連合会のホームページを御紹介しますと、<http://www.nichibenren.or.jp/>というのが日本弁護士連合会のホームページのアドレスですので、そこにアクセスし

ていただければそれなりの、万全とはいえませんけれども、情報が入ってきます。司法改革についても入ってくるということになりますし、同じように最高裁判所にもホームページがありますし、法務省にもありますので、それぞれ引いて戴ければなかなか面白い情報がでています。

それから従来ですと、色々と新しい法律を立案する、あるいは改正するという時に、草案なり基本的な要綱を作る、と各界の意見を聞いたりしていたんですね。昔ですと、ある程度特定の団体に対しては書面で照会していつまでに意見があれば出して欲しいということが行われていたのですが、この頃はもうそういう個別のことはいちいちありませんで、ホームページで要綱なり中間意見書なりが出て、それについて意見がある者があれば求めるというホームページ上でのやり取りになってきましたので、それを御覧になると、もし皆さんが御自分で関心のある法律があったときに、その改正であるとか言うものが論議されているときは、そのホームページにアクセスしていただくと、その要綱なりなんなりがすぐ手に入ります。それについての補足の説明というようなものも当然入りますので、それに対して意見がある方は誰でも意見が述べられるということがありますから、是非またその辺にも目を向けていただけたらと思います。

多分、今日皆さん、これで裁判官なり、検察官なり、あるいは弁護士になりたいとおっしゃる方、どの程度いらっしゃるか分かりませんし、法学部は非常に広い分野で法律的な知識を要求されている分野が広いですから、進路としては色々あると思いますけれども、司法試験などに関心のあるかたは是非そういう司法改革というものに目を向けておいて頂きたいと思います。多分、これから法曹になろうとする皆さん方は当然法科大学院へ行かなければならない事になると思います。その前には色々と大学の方から具体的な情報が出ると思いますから、どうぞそちらの方にも

目を向けて、私たちにとって非常に力強い後輩が出てきてくださることを期待したいと思います。

今日は本来なら何か御質問でも受ければよかったんですけどすけれども、ちょっと時間が一杯になりましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔司会・関武志〕

先生、どうもありがとうございました。弁護士の立場で御活躍されている先生に、弁護士の過去から始まって、現在、そして未来までにわたってお話を、限られた時間の中でしていただきました。非常にまとまった形でもって体系化できたのではないかとこのように思っております。

特に先生の話の中にもありましたけれども、近年女性の弁護士が増えてきているということとして、まあ一割強である。しかし、世の中には女性が半分いるんですから、まだまだこの数字では物足りないということになりました、もっと増えていいはずなんです。男子学生はもちろんのこと、女子学生でありまして、法曹に関心のある方は是非目指して頂きたいと思います。

それでは田中先生には、非常に御多忙のところわざわざお時間を割いていただいて、こちらの方で御講演をしていただきました。感謝の気持ちを込めましてもう一度拍手をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

<資料1>

プロフェッションとしての弁護士の過去・現在・未来

弁護士 田 中 美登里

弁護士とは

弁護士の使命

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

(弁護士法第1条)

弁護士の職務

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

(弁護士法第3条1項)

弁護士の資格

女性弁護士

プロフェッション

弁護士自治

司法制度改革

プロフェッションとしての弁護士の過去・現在・未来（田中）

年表		<資料2>	
年 月	社会の動き	女性法曹の実勢	
1883(明26) 5	旧々弁護士法施行		
1933(昭8) 4	旧弁護士法公布	女性に弁護士資格を認める	
1935(昭10) 10		弁理士試験に初めての女性合格者	
1936(昭11) 4	旧弁護士法施行		
1938(昭13) 11		高等試験司法科試験に女性3名合格	
1940(昭15) 6		初の女性弁護士3名	
1945(昭20) 12	衆議院議員選挙法改正	女性に参政権が認められる	
1946(昭21) 4	戦後第一回衆議院選挙	女性議員39名	
1947(昭22) 5	日本国憲法施行		
8	最高裁判所発足		
1949(昭24) 5		初の女性裁判官2名	
6	現行弁護士法制定	弁護士自治の確立	
9	同法施行	日本弁護士連合会設立	
11		初の女性検察官1名	
2001(平13) 6	司法制度改革審議会意見書発表		
12	内閣 司法制度改革推進本部設置		

以 上

統計

日本弁護士連合会会員数の推移（日弁連資料から）

年 月	会 員 数	女性会員数	女性会員の比率
1949（昭24）	5,827	4	0.06
1955（昭30）	6,020	14	0.23
1960（昭35）	6,485	46	0.70
1965（昭40）	7,385	94	1.27
1970（昭45）	8,834	200	2.26
1975（昭50）	10,484	324	3.09
1980（昭55）	11,670	445	3.81
1985（昭60）	12,866	618	4.80
1990（平2）	14,187	814	5.73
1995（平7）	15,551	1,071	6.88
2000（平12）	17,863	1,708	9.56
2001（平13）	18,243	1,848	10.11
2002（平14）	19,587	2,279	11.63

以 上